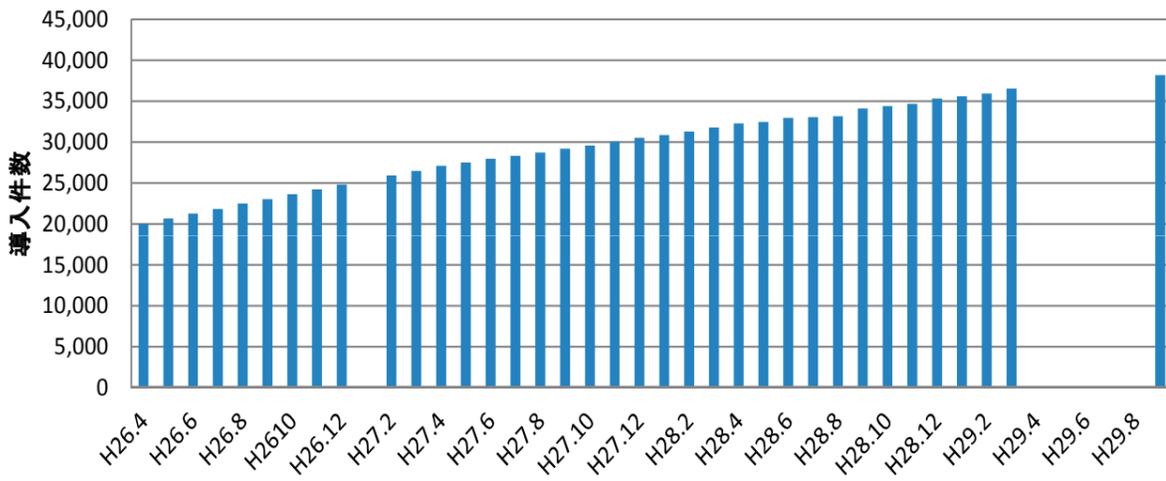
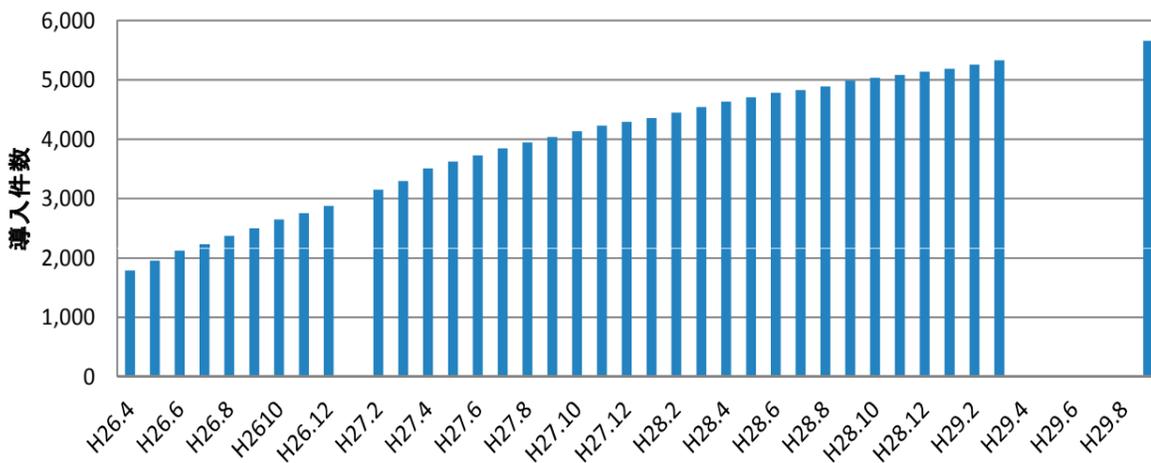


(太陽光発電施設および自治体の条例に関する資料)

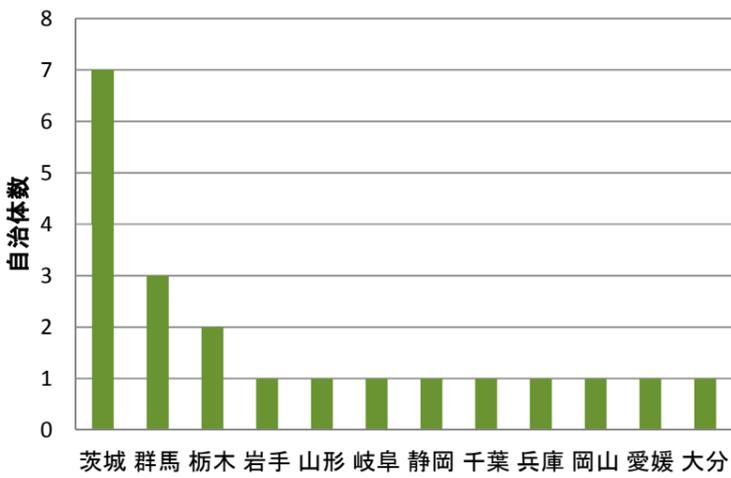
① 都内における10kw未満の太陽光発電 導入件数の推移  
(自家発電設備併設を除く)



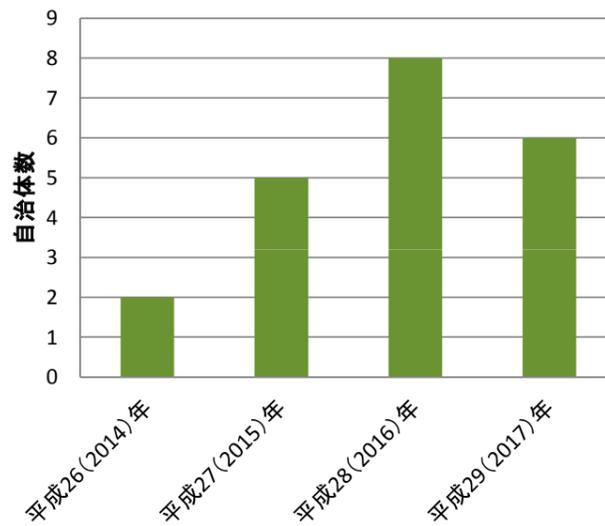
② 都内における10kw以上の太陽光発電 導入件数の推移



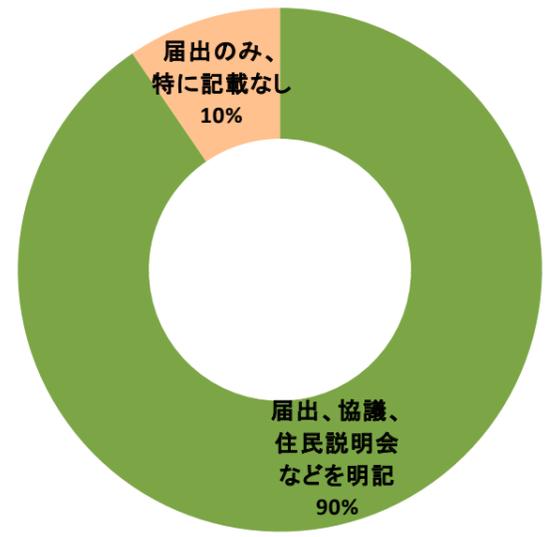
③ 条例化した自治体の県別数



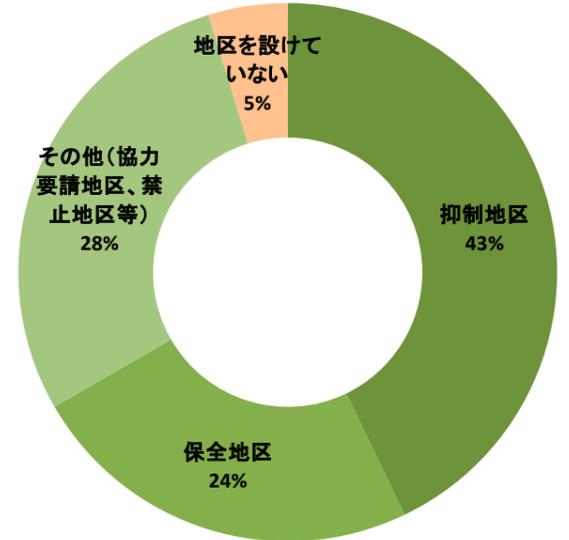
④ 条例制定時期



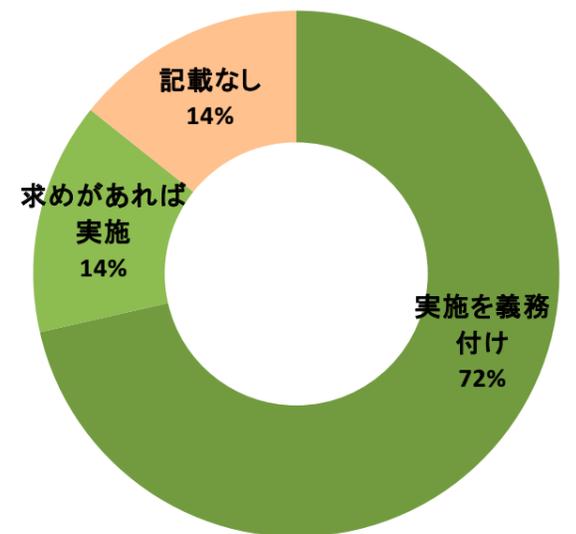
⑤ 届出から同意まで



⑥ 設置を制限する地区の設定



⑦ 住民説明会の実施



⑧

自治体	条例策定のきっかけ	条例制定後の状況
A市	住民とのトラブルは起きていなかったものの、山林で太陽光の開発が進んでいた。県の作成したガイドラインでは具体的な規制につながらなかったため、市独自に条例を策定することにした。首長の方針で、設置を抑制する内容にした。	条例制定後、17件の申請があり、現在事前協議をしているのが14件。そのうち2件は取り下げになる予定。事前協議を終え、実施協議に至ったのは3件のみ。協議の中で、事業者に対して様々な条件を付けることができ、条例の効果は高い。
B市	市が開発事業の実態を把握することができず、住民から連絡を受けて知るケースが数件あった。	条例制定後、約10件の事業の届け出があった。抑制区域内の事例もある。
C市	3.11以後、北部山間部で大規模な開発や急斜面での開発が目立つようになった。すでに粗造成が行われている場所での設置もあった。地域住民から、苦情とまではいかないが、事業を懸念する問い合わせが数件あった。反対運動などが起きる事例はなかったが、市民の生活環境や自然環境を守るための、何かしらの規制が必要と考え、他市の例を参考に作成した。	1000平米を越える事業の届け出は数件あるが、安全地区での開発の届け出は全くない。条例が抑制効果になっているのかもしれない。安全地区については大まかな場所を示す地図はあるが、詳細な区域については、各担当部署で確認することになっている。
D市	本市は日照時間が長く、なだらかな山麓が太陽光発電に適していた。そのため、無秩序な開発による森林伐採や土砂流出、景観破壊などが起こり、条例が必要となった。	特別安全区域内で許可した案件は2件。区域外の事業について、市が把握するのは難しい。区域外でも土砂の流出など小さなトラブルは起きている。
E市	いろいろな地区で事業者とのトラブルが起き、住民から苦情が寄せられていた。	特別安全地区内の案件は、現在進行中のものが初めてで、これから審議会に諮られる。安全区域外では、いくつかトラブルの生じた例があるが、国のルールの範囲内で事業者を指導して、なんとかやっている。
F市	特に大きなトラブルになった事例はなかったが、市の把握ができていないところで事業が進み、住民から問い合わせが寄せられるようになった。	平成28年、29年に数件の申請があった。抑制区域(風致地区)に造られる案件があり、審議会に諮った。

①～②：資源エネルギー庁公表資料より作成 ③～⑦「事業用太陽光発電施設等に対する地方自治体の条例等の制改訂状況の調査報告」NPO法人太陽光発電所ネットワーク(2017/5/31)を参考に各条例に当たり作成 ⑧電話でのヒアリング調査により作成